**認定有効期間のおおむね半数を超える短期入所サービスを利用する場合の取り扱いについて**

令和３年４月

男鹿市介護サービス課

**１．居宅サービス計画への短期入所サービスの位置付けについて**

　居宅サービス計画に短期入所生活介護または短期入所療養介護（以下「短期入所サービス」という。）を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所サービスを利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならないとされています。

　この場合において「要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えない」という目安については、在宅生活の維持のために必要性に応じて弾力的に運用することが可能であり、要介護認定の有効期間の半数の日数以内であるかについて機械的な適用を求めるものではありません。

　利用者の心身の状況及び本人、家族の意向に照らし、この目安を超えて短期入所サービスの利用が特に必要と認められる場合においては、これを上回る日数の短期入所サービスを居宅サービス計画に位置付けることも可能です。

**２．認定有効期間のおおむね半数を超える短期入所利用の届出書の提出**

　認定有効期間の半数を超える短期入所サービスの利用を居宅サービス計画に位置付ける場合は、「認定有効期間の半数を超える短期入所利用の届出書」（以下「届出書」という。）を提出してください。

**３．認定有効期間の半数を超える基準日及び提出時期　（※令和3年4月提出より）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 認定有効期間 | 基準日 | 提出時期 |
| 6ヶ月 | 90日 | 基準日を超える見込みとなる前月 |
| 12ヶ月 | 180日 |
| 24ヶ月 | 360日 |
| 36ヶ月 | 540日 |

**＜届出書の添付書類＞　※各書類の写しを添付してください。**

①居宅サービス計画書（第1表～第3表）または介護予防サービス・支援計画書（直近分）

②サービス担当者会議の要点（短期入所サービス利用の必要性について議論しているもの）

③サービス利用票、サービス利用票 別表

・提出日の属する月の前月分の短期入所サービスの利用実績が記載されたもの

・提出日の属する月の計画分

④課題分析表（アセスメント表、フェイスシートなどこれに相当するもの）または利用者基本情報

**４．留意事項**

　短期入所サービスの利用については、利用者の自立した日常生活の維持のために利用されるものであるため、認定有効期間のおおむね半数を超えない場合であっても、利用者の心身の状況や環境等を十分に勘案し、適切な評価に基づき居宅サービス計画に位置付けてください。

　また、短期入所サービスの利用が認定有効期間のおおむね半数を超える場合は、特定の施設のみでなく複数の施設への入所申し込みを検討するなど必要な支援を行い、短期入所のおおむね半数を超える利用の早期解消に努めてください。

男鹿市介護サービス課介護班

TEL：0185-24-9119

FAX：0185-32-3955